

令和2年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

| | |
|--------------------------|---|
| 1 議案第104号「三重県主要農作物種子条例案」 | 1 |
|--------------------------|---|

(所管事項説明)

| | |
|--|---------|
| 1 “命”と“経済”的両立をめざす「みえモデル」について | — |
| 2 「令和2年版成果レポート（案）」について | 8 |
| | 別冊1 |
| 3 水田農業の振興に向けた新たな戦略について | 9 |
| | 別添1 |
| 4 C S F等に係る対応状況について | 11 |
| 5 子どもから大人までの森林環境教育・木育の推進について | 13 |
| 6 森林経営管理制度の定着と森林整備の推進について | 15 |
| 7 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画（最終案）について | 17 |
| | 別冊2、別添2 |
| 8 アコヤガイのへい死等に係る対応について | 19 |
| 9 各種審議会等の審議状況の報告について | 21 |

別冊1 令和2年版成果レポート（案）（農林水産部関係抜粋）

別冊2 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画（最終案）

令和2年6月 農林水産部

【議案補充説明】

1 議案第 104 号「三重県主要農作物種子条例案」

1 制定理由

本県の主要農作物である稻、麦、大豆の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与するため、主要農作物の種子生産等について必要な事項を定めるものです。

2 条例の主な内容

(1) 目的（第一条）

主要農作物の種子の生産等に関し、県等の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策その他必要な事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とする。

(2) 県、指定種子団体等の責務（第三条、第四条、第五条、第六条）

- ①県は、主要農作物の優良な種子の生産等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ②指定種子団体は、主要農作物の種子の需給の把握及び優良な種子の安定的な供給に努めるものとする。
- ③種子生産者は、種苗法の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。
- ④種子生産関係団体等は、県が実施する主要農作物の種子の生産等に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して主要農作物の優良な種子の安定的な生産を行うよう指導に努め、並びに種子生産者の確保及び主要農作物の種子の継続的な生産を行うための体制の整備に努めるものとする。

(3) 指定種子団体の指定（第七条）

知事は、法人その他の団体であって、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定種子団体として指定することができる。

- ①主要農作物の種子の需給の見通しを把握する業務
- ②主要農作物の種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- ③主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務
- ④前③号に掲げる業務に付帯する業務

(4) 指定種子団体に対する指導等（第八条）

- ①知事は、前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な指導又は助言をすることができる。

②知事は、指定種子団体が前条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずることを命ずることができる。

③知事は、指定種子団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(5) 奨励品種の決定（第九条）

知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種を決定するものとする。

(6) 採種計画の策定（第十条）

知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画を策定するものとする。

(7) 原種及び原原種の生産（第十一條）

県は、主要農作物の原種ほび原原種ほの設置等により、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保を図るため、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

(8) 種子生産ほ場の指定、ほ場審査及び生産物審査（第十二条、第十三条）

知事は、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

指定種子生産者は、種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を受けなければならない。

①ほ場審査

②生産物審査

(9) 品種の開発（第十五条）

県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壤その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

県は、民間事業者と連携して、需要に的確に対応した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

(10) 在来種の活用（第十六条）

県は、主要農作物の在来種（環境条件に適応し古くから本県で栽培されてきた農作物の品種をいう。）の活用について、技術的支援、情報の提供、助言等に努めるものとする。

3 施行期日 令和2年9月1日

三重県主要農作物種子条例案の概要

| | | | | |
|------------|---|-------------------------------------|---|--|
| 目的 | 第1条 主要農作物(稻、麦、大豆)の種子生産等に関し、県及び関係機関の責務、県が実施する施策等を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良種子の供給を図り、これにより、本県の主要農作物の品質確保と安定生産を通じ、消費者への安全・安心な食糧供給に寄与 | | | |
| 責務 | 第3条 県 優良種子の生産に関する総合的かつ計画的な施策の策定、実施 | 第4条 指定種子団体 種子の需給の把握と、優良種子の安定的な供給 | 第5条 種子生産者 種苗法による指定種苗の生産等の基準遵守と、優良種子の安定生産 | 第6条 関係団体 県施策への協力、生産者への栽培指導、生産者確保、生産体制整備 |
| 指定種子団体 | <p>第7条 指定種子団体の指定</p> <p>知事は、法人その他の団体で、次の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を指定種子団体として指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ①種子の需給の見通し把握 ②種子の生産・供給及び備蓄 ③種子の残量処理、事故処理及び災害補償 ④その他種子の安定的な供給に必要な業務 | | | |
| 奨励品種 | <p>第9条 (1)知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種(「奨励品種」)を決定する。 (2)知事は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験又は調査を行う。</p> | | | |
| 採種計画 | <p>第10条 (1)知事は、毎年度、種子の安定生産及び供給に関する計画(「県採種計画」)を定める。 (2)知事は、県採種計画の策定にあたり必要な情報を指定種子団体に求めることができる。</p> | | | |
| 原種及び原原種の生産 | <p>第11条 (1)知事は、原種及び原原種の設置により、原種及び原原種の生産を行う。 (2)知事は、県以外の者が経営するほ場で、原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を、当該者の申請により、「指定原種ほ」、または「指定原原種ほ」として指定することができる。</p> | | | |
| 種子生産ほ場 | <p>第12条 種子生産ほ場の指定</p> <p>(1)知事は、譲渡の目的もって、または委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が経営するほ場を、指定種子生産ほ場として指定することができる。 (2)種子生産ほ場の指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。</p> | | <p>第13条 種子生産ほ場の審査</p> <p>(1)指定種子生産ほ場を経営する種子生産者は、種子の品質を確保するため、県が実施する次の審査を受けなければならない。 ①ほ場審査(栽培中の主要農作物の出穂・開花・穂ぞろい等の生育状況等) ②生産物審査(種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等)</p> <p>(2)審査は、種子生産者からの請求により行う。 (3)知事は、別に定める審査基準に適合している場合に、審査証明書を交付する。</p> | |
| 県の支援及び取組 | <p>第14条 主要農作物の種子の生産にかかる支援</p> <p>知事は、種子生産者及び種子生産関係団体に対して、優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行ふことができる。</p> | | | |
| 財政措置 | <p>第15条 品種の開発</p> <p>(1)県は、県に蓄積された知識、技術および経験を活用して、県内の気象、土壤その他の自然的条件に適した主要農作物の品種開発に努める。 (2)県は、民間事業者と連携して、需要に的確に対応した主要農作物の品種の開発に努める。</p> | | <p>第16条 在来種等の活用</p> <p>県は、県内で從来から生産されている、主要農作物の在来種の活用について、技術的支援、情報の提供、助言などに努める。</p> | |
| | <p>第17条 県は、種子生産に関する施策等を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。</p> | | | |

三重県主要農作物種子条例案

右 提 出 す る。

令和二年六月三日

三重県知事 鈴木英敬

三重県主要農作物種子条例案

(目的)

第一条 この条例は、主要農作物の種子の生産等に関する事項を定めることにより、将来にわたって主要農作物の優良な種子の供給を図り、もって本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与することを目的とする。

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 指定種子団体 第七条の規定により知事が指定する団体をいう。
- 三 種子生産者 主要農作物の種子を生産する者をいう。
- 四 種子生産関係団体等 主要農作物の種子の生産に関する機関及び農業者団体をいう。

(県の責務)

第三条 県は、主要農作物の優良な種子の生産等に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(指定種子団体の責務)

第四条 指定種子団体は、主要農作物の種子の需給の把握及び優良な種子の安定的な供給に努めるものとする。

(種子生産者の責務)

第五条 種子生産者は、種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準を遵守するとともに、主要農作物の優良な種子の安定的な生産に努めるものとする。

(種子生産関係団体等の責務)

第六条 種子生産関係団体等は、県が実施する主要農作物の種子の生産等に関する施策に協力するとともに、県と連携して種子生産者に対して主要農作物の優良な種子の安定的な生産を行うよう指導に努め、並びに種子生産者の確保及び主要農作物の種子の継続的な生産を行うための体制の整備に努めるものとする。

(指定種子団体の指定)

第七条 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを指定種子団体として指定することができる。

- 一 主要農作物の種子の需給の見通しを把握する業務
- 二 主要農作物の種子の生産、供給及び備蓄に関する業務
- 三 主要農作物の種子に係る残量処理、事故処理及び災害補償に関する業務

【第104号 三重県主要農作物種子条例案】

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

- 2 前項の規定による指定を受けようとする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定種子団体に対する指導等)

第八条 知事は、前条第一項各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な指導又は助言をすることができる。

- 2 知事は、指定種子団体が前条第一項各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、当該指定種子団体に対し、その業務の改善に関し必要な措置を講ずることを命ぜることができる。
- 3 知事は、指定種子団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(奨励品種の決定)

第九条 知事は、県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（次項において「奨励品種」という。）を決定するものとする。

- 2 知事は、奨励品種を決定するに当たっては、必要な試験又は調査を行うものとする。

(採種計画の策定)

第十条 知事は、毎年度、主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「県採種計画」という。）を策定するものとする。

- 2 知事は、県採種計画の策定に当たっては、指定種子団体に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

(原種及び原原種の生産)

第十一条 県は、主要農作物の原種及び原原種ほの設置等により、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行うために必要な主要農作物の原原種の確保を図るため、主要農作物の原種及び原原種の生産を行うものとする。

- 2 知事は、県以外の者が経営するほ場において主要農作物の原種又は原原種が適正かつ確実に生産されると認められる場合には、当該ほ場を指定原種ほ又は指定原原種ほとして指定することができる。
- 3 前項の規定による指定を受けようと/orする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(種子生産ほ場の指定)

第十二条 知事は、譲渡の目的をもつて、又は委託を受けて、主要農作物の種子を生産する者が經營するほ場を指定種子生産ほ場として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定を受けようと/orする者は、別に定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(ほ場審査及び生産物審査)

第十三条 指定種子生産ほ場を經營する種子生産者は、種子の品質を確保するため、次に掲げる審査を受けなければならない。

- 一 ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、開花、穂ぞろい

等の生育状況について知事が行う審査をいう。)

二 生産物審査(指定種子生産場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子又は異物の混入状況等について知事が行う審査をいう。)

前項の審査は、種子生産者からの請求により行うものとする。

3 知事は、第一項の審査の結果、別に定める基準に適合すると認めるとときは、当該請求者に対し、審査証明書を交付するものとする。

(種子の生産に係る支援)

第十四条 県は、種子生産者及び種子生産関係団体等に対し、主要農作物の優良な種子生産のために必要な助言及び指導を行うことができる。

(品種の開発)

第十五条 県は、県に蓄積された知識、技術及び経験を活用して、県内の気象、土壤その他の自然的条件に適した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

2 県は、民間事業者と連携して、需要に的確に対応した主要農作物の品種の開発に努めるものとする。

(在来種の活用)

第十六条 県は、主要農作物の在来種(環境条件に適応し古くから本県で栽培されてきた農作物の品種をいう。)の活用について、技術的支援、情報の提供、助言等に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、主要農作物の種子の生産等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事が定めている主要農作物の優良な種子の安定的な生産及び供給を図るための計画であつて、県採種計画に相当するものは、第十条第一項の規定により策定された県採種計画とみなす。

3 この条例の施行の際現に県内に普及すべき主要農作物の優良な品種として知事が決定しているものは、第九条第一項の規定により決定された奨励品種とみなす。

4 この条例の施行の日前に知事がした指定その他の行為であつて、第十一條から第十三条までの規定による行為に相当するものは、それぞれこれらの規定によりされたものとみなす。

提案理由

本県の主要農作物の品質の確保及び安定的な生産を通じ、消費者への安全で安心できる食糧の供給に寄与するため、主要農作物の種子の生産等について必要な事項を定める必要

がある。これが、この議案を提出する理由である。

(2) 「令和2年版成果レポート（案）」について

1 農林水産部の主担当施策

「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画、第三次行動計画」における農林水産部の主担当施策は、表のとおりです。

表 農林水産部主担当施策

| | 施策名 | 進展度 | 頁 |
|-----|--------------------------------|-----|---------|
| 147 | 獣害対策の推進 | 第二次 | B 1 |
| | | 第三次 | 5 |
| 153 | 豊かな自然環境の保全と活用 | 第二次 | A 7 |
| | | 第三次 | 11 |
| 253 | 農山漁村の振興 | 第三次 | 13 |
| 311 | 農林水産業のイノベーションを支える人材育成と新たな価値の創出 | 第二次 | B 15 |
| | 農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上 | 第三次 | 19 |
| 312 | 農業の振興 | 第二次 | A 21 |
| | | 第三次 | 27 |
| 313 | 林業の振興と森林づくり | 第二次 | B 31 |
| | | 第三次 | 37 |
| 314 | 水産業の振興 | 第二次 | A 39 |
| | | 第三次 | 43 |

(3) 水田農業の振興に向けた新たな戦略について

1 現状（現行戦略の見直しの背景等）

(1) 現行の戦略に基づく取組成果と課題

県では、平成26年3月に、「新しい『三重の米（水田農業）』戦略」（目標：令和3年度）を策定し、①水田作物を売るための環境づくり、②生産力・収益力のある水田作物づくり、③持続的に発展する水田農業基盤づくりの3つの視点のもとで、米・麦・大豆などの水田作物の振興に取り組んできました。

① 水田作物を売るための環境づくり

＜成果＞・首都圏における「結びの神」や京阪神地域における「伊賀米」の販路拡大

- ・業務用米の生産拡大によるパックご飯、冷凍ピラフ等中食への利用拡大
- ・大手レストランチェーンとの連携によるマーケットイン型の新品種開発
- ・伊勢うどんや、冷凍麺、中華麺、パン、菓子等への県産小麦の需要拡大

＜課題＞・「結びの神」など県産ブランド米の多様な需要に応じた販路の拡大

- ・拡大する中食等の業務用米需要への的確な対応

② 生産力・収益力のある水田作物づくり

＜成果＞・「結びの神」における1等米比率の高位安定化（直近3か年の平均94.9%）

- ・小麦単収の過去最高化(10a当たり収量:平成25年産285kg⇒令和元年産364kg)
- ・稲作農家のGAP認証取得の拡大（令和元年度末で、16の農業法人が取得）

＜課題＞・本県の基幹品種である「コシヒカリ」の品質向上（1等米比率の向上）

- ・需要に的確に対応するための麦、大豆の作付け拡大と単収のさらなる向上
- ・ソバ、ゴマ等の地域振興作物や野菜の水田への導入促進

③ 持続的に発展する水田農業基盤づくり

＜成果＞・大規模農業法人などを中心としたスマート農機の導入拡大

- ・農地集積による農業法人などの経営規模の拡大
- ・集落営農の組織化や法人化の進展
- ・ほ場の大区画化や用水路のパイプライン化など基盤整備の進展

＜課題＞・農業法人の経営の実情等に応じた適切なスマート農業技術の導入促進

- ・農業法人等におけるさらなる農地の集積や集約化と地域の水田営農を支える家族農業等の維持・継続
- ・麦、大豆、野菜等の栽培に適した基盤整備の促進

(2) 社会潮流と水田農業を取り巻く情勢の変化

こうした中、近年における社会潮流の変化として、

- ・スマート技術の社会実装などSociety5.0の取組の進展
 - ・「誰ひとり取り残さない」社会をめざすSDGsの実現に向けた取組の加速化
 - ・人口の自然減・社会減に対応していくための地方創生の取組の進行
 - ・アフターコロナにおける新しい生活様式への転換加速（テレワークや通販の拡大）
- が図られてきています。また、水田農業を取り巻く情勢の変化として、
- ・人口減少と高齢化の進行、食の多様化などに伴う、米需要量の年間減少幅の拡大
 - ・行政が主導する主食用米の生産調整から農業者が主体となった需給調整への転換

- ・兼業農家の減少に伴う、農業法人等における農地集積の加速と労力不足の進行、中山間地域等条件不利地域における担い手不足の顕在化
- などが生じてきています。

2 新たな戦略の取組方向

こうした課題や状況変化に的確に対応するとともに、農業者等が共通の認識を持って水田農業の振興に取り組めるよう、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」や新たに策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」、国の「食料・農業・農村基本計画」等を踏まえ、現行の戦略を見直すこととします。

新たな戦略では、持続可能なもうかる水田農業の実現をめざし、水田作物の①生産対策、②販売対策、水田農業の③生産体制の構築、④生産基盤の整備 の4本柱で、目標を設定して取組を進めたいと考えています。主な取組については、以下のとおりです。

① 生産対策（商品づくり）

- ・米、麦、大豆の需要に対応した新品種の作付け拡大
- ・米、麦、大豆の単収・品質向上に向けた栽培技術の徹底
- ・水田における高収益作物（ソバやゴマ、野菜など）の導入促進

② 販売対策（販路づくり）

- ・「結びの神」等県産米のブランド化に向けた、戦略的なプロモーションやオンライン等による販売拡大
- ・中食需要への対応強化や、直売所での販売など水田作物における地産地消の推進
- ・国際水準GAPなどを生かした取引の拡大
- ・需要に応じた米の新たな品種の開発、需要拡大
- ・食品関連事業者と連携した、水田作物を活用した新たな商品の開発

③ 生産体制の構築（担い手づくり）

- ・人・農地プランの実質化を通じた農業法人や集落営農等の育成
- ・家族農業の維持・継続のための農家間の作業の連携や機械の共同利用の仕組みづくり
- ・多様な人材（移住者や半農半X等）を取り込んだ営農体制の構築

④ 生産基盤の整備（環境づくり）

- ・超省力、高収量及び高品質化、次世代への技術継承につながるスマート農業技術の実装促進
- ・農地の汎用化や用水路のパイプライン化などの生産基盤の整備
- ・主要農作物種子条例に基づく、米、麦、大豆の優良種子の安定供給

3 今後の予定

今後、水田農業に関わる生産者や関係機関などとの意見交換を実施し、取りまとめた戦略案を県議会9月定例月会議の常任委員会で説明させていただきます。

令和2年6月～8月 戰略素案を策定し、関係機関・団体と意見交換

9月 戰略案の策定

10月 9月定例月会議常任委員会にて戦略案の説明

10月 戰略の策定

(4) C S F等に係る対応状況について

1 現状

本県でのC S F（豚熱）については、飼養豚へのワクチン接種などにより、昨年7月の発生以降、農場での新たな発生はなく小康を得ている状況ですが、感染源の一つと考えられる野生いのししのC S F感染は、北勢地域から中南勢地域まで拡大しており、感染確認状況や国の関連指針等を踏まえ、経口ワクチン散布と効果検証のための調査捕獲等を進めています。また、ワクチンなど有効な予防手段がないA S F（アフリカ豚熱）がアジア地域で拡大しており、国内への侵入脅威が一段と高まっています。

引き続き、農場の飼養衛生管理強化などの農場を守る対策を進めるとともに、野生動物の感染対策が家畜伝染病予防法に位置づけられたことなども踏まえ、C S Fの終息に向けた野生いのしし対策の強化が求められています。

2 対応状況

(1) C S F等の感染拡大防止に向けた野生いのしし対策

① 経口ワクチン散布

- ・野生いのししのC S Fウイルス抗体付与率を高め、C S Fの感染拡大を防止するため、国の関連指針等も踏まえ、昨年の夏期、冬期に続き、今年度は、春期、夏期、冬期に経口ワクチンの散布を計画しています。
- ・春期散布については、本年4月以降、C S F陽性いのししの確認エリアが、名張市、津市に拡大している状況を踏まえ、冬期散布を実施した北勢6市町（いなべ市、桑名市、菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市）に加え、伊賀市（3月に一部地域で散布を実施）、名張市及び津市の全域において、散布箇所数を冬期散布時の約2倍に増やして、6月22日から散布を開始します。
- ・6月15日に松阪市大阿坂町で陽性いのししが確認されたことを受けて、松阪市については、調査捕獲や経口ワクチン散布の早期実施に向け、市や獣友会等と具体的な協議を進めています。

※ 春期散布実施予定（9市町 605箇所）

○北勢6市町

- ・散布時期：令和2年6月22日～6月28日
- ・散布箇所数：いなべ市55箇所、桑名市46箇所、菰野町42箇所、四日市市60箇所、鈴鹿市50箇所、亀山市52箇所

○伊賀市、名張市、津市

- ・散布時期：令和2年6月29日～7月5日
- ・散布箇所数：伊賀市120箇所、名張市30箇所、津市150箇所

② 捕獲強化

- ・野生いのししのC S Fウイルス抗体付与状況やC S F陽性いのししの浸潤状況を確認するとともに、農場周辺や里山等での捕獲圧を高めるため、北勢6市町で調査捕獲を継続するとともに、本年4月からは、伊賀市、名張市及び津市の全域においても、経口ワクチン散布に先行して積極的な調査捕獲を進めています。

・調査捕獲を実施していない松阪市以南の市町においても、県内産ジビエの安全・安心確保やC S Fの広がりを調査するため、毎月定期的に野生いのししのC S F検査を実施するとともに、県独自の補助により、いのししの活動が活発になる春期（4月～6月）の捕獲強化を進めています。

※ 野生いのししの検査結果（県内全域、死亡野生いのししの検査含む）

6月15日時点で1,994頭の検査を実施し、うち147頭の陽性を確認

（陽性の内訳：いなべ市23頭、桑名市4頭、菰野町26頭、四日市市10頭、鈴鹿市8頭、亀山市34頭、伊賀市32頭、名張市5頭、津市4頭、松阪市1頭）

（2）国への要望

C S Fの終息と産地の再生、及びA S Fの発生防止のため、家畜伝染病予防法等の改正に伴う施策の具体化にあたっては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として国において必要な措置が講じられるよう、各都道府県や関係団体の意見等を取りまとめた以下の項目について、全国知事会として、国への提言を行うことを決定しました。

- ① 感染経路や発生原因の究明、法改正に伴う飼養衛生管理基準強化への対応
- ② 民間獣医師等による飼養豚へのワクチン接種や国による費用負担、ワクチン接種農場での殺処分基準の検討などのワクチン接種のあり方
- ③ 野生いのししの浸潤調査や統一的な対処方針の策定、野生いのしし関連予算の確保
- ④ 発生農家の経営再建や関連事業者の経営環境の激変緩和に向けた支援措置の充実
- ⑤ A S Fの国内侵入防止のための水際対策、予防的殺処分の対応、ワクチンの開発
- ⑥ 獣医師の確保や相互応援などの広域支援体制強化と地方財政措置の充実

3 今後の対応

（1）飼養衛生管理の強化

農場におけるC S Fの発生防止やA S Fの侵入防止に向けて、地域単位の防疫推進チームを中心に、それぞれの農場に合わせた対策を的確に推進できるよう、飼養衛生管理の手順等のマニュアル作成や発生時に備えた農家カルテの充実など、きめ細かな支援・指導を進めます。

（2）野生いのしし対策

C S Fの終息に向け、野生いのししのC S Fウイルス抗体付与率を向上させるため、感染確認状況等を踏まえた計画的かつ効果的な経口ワクチン散布を猟友会等関係者と連携して実施します。

また、年間を通じた高い捕獲圧を確保するため、例年実施している有害捕獲や狩猟に加えて、経口ワクチン散布エリアにおける調査捕獲の通年実施を行うとともに、それ以外の地域においても、県主体の指定管理鳥獣捕獲等事業などにより県域での捕獲を強化します。

さらに、感染を防止したうえでのジビエ活用を検討するための実証事業に取り組みます。

(5) 子どもから大人までの森林環境教育・木育の推進について

1 現状

(1) 経緯

三重県では、県民に森林と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深めていただくため、平成18年度から森林環境教育を、さらに平成27年度からは、木材の良さや利用の意義を学んでいただくための取組として木育を進めています。

平成28年度にはみえ森と緑の県民税を活用し、公益社団法人三重県緑化推進協会に、みえ森づくりサポートセンターの運営を委託し、森林環境教育・木育の指導者である「森のせんせい」の養成講座や、学校、保育園、幼稚園等からの問い合わせに応じた紹介、県内各地のイベント会場でのミエトイ・キャラバンの開催等を行っています。

(2) これまでの成果

こうした中、地域に密着した森林環境教育・木育の指導者として127名の方々に、県内各地でさまざまな活動に取り組んでいただいている。

また、平成26年度からは小学校5年生向けの補助教材として、森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちのくらし」を作成し、全ての小学校に配布するなど、小学校教育課程との連携も図りつつ、徐々に森林環境教育・木育の裾野を広げてきたところです。

さらに昨年度は、新たな森林環境教育のアプローチとして、子どもたちの健全な心身の育成と森林・林業に関する職業意識の醸成を図るため、野外体験指導者等と連携して「自然環境キャンプ」を試行的に実施し、プログラムを作成しました。

実施にあたっては、15名の定員を大幅に上回る応募があるなど、県民の関心の高さがうかがえたところです。

(3) 課題

一方で、森林環境教育・木育に携わる方々の間に、森林環境教育・木育のめざす姿を県として整理し、明確化すべきとのご意見もいただいているところです。

また、昨年度、みえ森林・林業アカデミーが開講し、林業・木材産業のプロ人材の育成を本格的に開始したところですが、林業・木材産業を取り巻く課題を解決していくには、森林・林業・木材利用等についての県民の理解を深め、オール三重で「県民全体で森林を支える社会づくり」を進める必要があります。

2 森林環境教育・木育の教育ビジョン策定

このため、県では、森林環境教育・木育のあり方検討会を設け、子どもから大人までさまざまな立場で森林・林業に関わる人材の育成を一貫して行う新たなみえ森林・林業アカデミーの開講をめざし、そのために必要な森林環境教育・木育の「教育ビジョン」の策定を進めています。

このビジョン策定に向けた検討会では、本年3月に小中学校、保育・幼児教育を所管する部局にも委員を依頼し、県内で森林環境教育・木育を実践する方々からの意見を聞

きながら検討を進めています。

これまでに3回の検討会を実施しており、そこでは委員の方から

- ・森林環境教育・木育を実施するに当たっては、子どものみならず、その親や教師へのアプローチも意識することが重要。
- ・森林環境教育・木育の裾野を広げていくためには、学校の活動の中にいかに入していくかが重要。
- ・学校教育では主体的な学びが重視されるようになっている。主体的な学びと森林環境教育・木育は親和性がある。
- ・野外体験保育や森林環境教育・木育は、将来の三重県を担う子どもたちの生きる力や主体性とともに、郷土への愛着をも育む重要な取組であり、将来の三重県の発展のためにも行政が積極的に推進する意義は大きい。

などのご意見をいただいています。

3 今後の対応

7月上旬に開催予定の第4回検討会において中間案を提示し、8月上旬のビジョン策定をめざし、新たなアカデミーの体制づくりに反映することとしています。

また、自然環境キャンプについては、昨年度作成したプログラムを基に県内6か所でモニター調査を実施し、参加者や実施に携わる野外体験指導者等の意見をふまえ、さらなるプログラムのブラッシュアップを進めています。

(6) 森林経営管理制度の定着と森林整備の推進について

1 森林経営管理制度への取組状況

昨年度、「森林経営管理法」と「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、森林管理制度が全国でスタートしました。

この森林経営管理制度では、市町が森林所有者の意向を調査したうえで、森林経営管理権の設定を受けた森林のうち、林業経営に適した森林は「意欲と能力のある林業経営者」に再委託し、林業経営に適さない森林については市町が自ら間伐等の施業を行うなど、市町が重要な役割を担うことになります。

初年度となった昨年度は、県内6市町で意向調査が実施されたほか、13市町でその準備に着手するなど、徐々に取組に着手する市町が増えています。

こうした中で、近年自然災害が頻発する状況を受け、全国で森林整備をさらに加速するため、今年度、森林環境譲与税の譲与額が前倒しで増額されており、市町はより一層積極的に、森林環境譲与税を活用した森林整備に取り組むことが求められています。

一方で、林業専任の職員を配置している市町は限られており、森林の少ない都市部を中心に多くの市町は、依然として執行体制が十分とは言えない状況であることから、制度の定着と円滑な実施のためには、引き続き、県の十分な支援が不可欠です。

2 これまでの取組

(1) 市町への指導、体制整備への支援

市町の事業推進を支援するため、一般社団法人三重県森林協会内に森林経営管理制度の円滑な実施を促進する役割を担うため設置した、みえ森林経営管理支援センターに、森林整備に必要な知識と技術を備えたアドバイザーを配置して、市町担当者向けの研修会の開催や、相談対応、巡回指導などを行っています。

令和2年度からは、アドバイザーを3名から4名に増員するとともに、県内の4地域に配置することで、市町からの要請に機動的に対応できるよう体制を拡充しています。

また、市町が森林・林業に詳しい人材を活用できるよう、森林・林業に関する資格を有し地域で活躍することを希望する人材の情報を提供する、「みえ林政人材バンク制度」を令和2年1月に創設しました。

(2) 法律相談窓口の設置

森林経営管理制度では、市町が森林所有者の特定を行う必要があるほか、一定の手続きを経て、所有者不明の森林等について、市町が主体となって森林整備等を行うことが可能となるなど、森林の所有権を巡る法律上の課題への対応も求められています。

このため、弁護士会に委託して、市町担当職員の法律相談窓口を設置することで、市町の円滑かつ積極的な業務推進を支援しています。

(3) 人材の確保、育成

5月20日(水)に、みえ森林・林業アカデミーにおいて、地域林政アドバイザーとして市町の森林・林業行政に技術的な支援を行う人材を育成する、地域林政アドバイザー講座をオンライン講義により開始しました。

6月3日(水)までの計3回をすべてオンラインで実施し、今年度は12名の方が修了しています。

(4) 森林資源情報の整備、活用促進

令和元年度には、6市町(津市、伊賀市、名張市、尾鷲市、大台町、紀北町)で約6万4千haの航空レーザ測量を実施し、うち約4万haにおいて、森林資源解析を行いました。

この測量によって得られた詳細な森林資源情報や地形などの森林情報のデータを整備し、市町がデータを効果的に活用するためのモデルの作成を進めることにより、市町による森林経営管理制度に基づく森林整備や、災害に強い森林づくりなど、森林の適正な管理を支援しています。

3 今後の対応方針

2年目となる新たな森林経営管理制度に基づき、少しでも多くの市町において実際に森林整備まで実施できるよう、引き続き、地域農林(水産)事務所やみえ森林経営管理支援センター、法律相談窓口との密接な連携のもとで、市町との意見、情報交換を十分に行いながら市町の事業推進を支援していきます。

また、市町職員に林務行政の基礎知識を学んでいただくとともに、森林環境譲与税を活用した施策の立案をサポートする市町職員講座についても、今後新型コロナウイルス感染症の状況も見ながら、できるだけ早期に開始していきます。(今年度は、9市町15名が参加予定)

加えて、森林環境譲与税を活用した森林整備を一層効率的かつ効果的に推進するため、市町が間伐を予定する森林について、県が測量やアドバイスを行う制度の検討等、県と市町の適切な役割分担のもとで、市町の人的・技術的支援を進めています。

(7) 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画の最終案について

1 基本計画の検討状況

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例に基づく基本計画（以下、「基本計画」という。）については、「水産王国みえ」のさらなる発展に向けて、関係者が一体となって取り組んでいける基本計画となるよう、これまでに本委員会でご議論いただくとともに、パブリックコメントの実施や有識者による懇話会を開催し、検討を進めてきました。

2 パブリックコメントの実施及び結果

基本計画の中間案について、幅広く県民の方からの意見を聴取するため、パブリックコメントを下記のとおり実施しました。

○意見募集期間 令和2年4月10日～令和2年5月11日

○意見総数 11件

○いただいた主な意見

・「第3の基本的な方針及び主要な目標」における「多様で意欲のある若者」という表現について、県外からの移住者の主たる層である30歳から60歳を排除してしまうことになることから、「若者」という言葉を使用すべきではない。

同様に、「第4の基本的施策 1-2-1の多様な担い手の確保及び育成」においても「若者にとって魅力的な働く場」となる必要はない。30歳から59歳の女性にとっても、60歳からの高齢者にとっても、誰にでも魅力的な場でなければならない。

3 三重県水産業・漁村振興懇話会の開催及び結果

学識経験者や消費者団体、水産流通関係者、漁業者等で構成される三重県水産業・漁村振興懇話会を、書面により開催し、有識者からの意見をいただきました。

○いただいた主な意見

- ・資源評価を踏まえるだけでなく、放流効果を科学的に検証し、栽培対象魚種を選定することが必要。
- ・今回の新型コロナウイルス感染症で、インターネット通販などネットに対応できるかどうかが大きく商売に影響したことから、ネット社会におけるスキルの向上も重要。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、消費行動が変化する中での競争力強化という視点が必要。
- ・伊勢湾における環境対策として、環境部局との連携や、伊勢湾と同様に閉鎖性海域である瀬戸内海の関係者等との連携した取組等を記載してほしい。

4 基本計画の最終案について

パブリックコメントや有識者からいただいた意見を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応として、必要となる施策を追記し、主要な目標及び取組目標に係る現状値と令和11年度の目標値を定め、別添のとおり取りまとめました。

(1) 「第1の基本計画策定の考え方」における主な修正点

- ・「2の基本計画の位置付け」において、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会の変化を踏まえることを追記（1頁）

(2) 「第2の三重県の水産業及び漁村をとりまく情勢」における追記

- ・「1の水産業及び漁村をとりまく情勢の変化」において、新型コロナウイルス感染症の影響による水産業者等の経営環境の悪化について追記（3頁）

(3) 「第3の基本的な方針及び主要な目標」における修正

- ・「2の水産業及び漁村のめざす姿」において、「多様で意欲のある若者」という表現を、「多様で意欲のある担い手」に修正（21頁）

(4) 「第4の基本的施策」における修正等

- ・「1－1－1の水産資源の維持及び増大」において、栽培対象魚種の選定に、放流効果も踏まえて実施することを追記（23頁）
- ・「1－2－1の多様な担い手の確保及び育成」において「若者にとって魅力的な働く場」という表現を、「多様な担い手にとって魅力的な働く場」に修正（28頁）
- ・「1－2－2の安定した経営体の育成」において、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた、ITスキルを持った水産業者等の育成について追記（30頁）
- ・「1－2－2の安定した経営体の育成」において、経営体の新型コロナウイルス感染症の予防対策の周知徹底や、外国人技能実習生の確保が難しい経営体の人手不足解消に向けた取組について追記（30頁）
- ・「1－2－4の県産水産物の競争力の強化」において、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた販路拡大等の事業展開に係る水産事業者等への支援について追記（33頁）。
- ・「1－3－1の水産業の基盤の整備」について、新型コロナウイルス感染症の感染防止等に向け、研修会の開催や衛生管理の施設改修について追記（35頁）。
- ・「2－8の藻類養殖」及び「3－1の伊勢湾地域」において、貧栄養化対策については、先進事例も参考に関係者と連携して取り組むことを追記（50頁、53頁）。

5 今後の対応

本委員会でのご意見を踏まえ、令和2年定例会9月定例月会議において、議案として提出することとしています。

（今後のスケジュール）

令和2年 9月 議案提出

10月 環境生活農林水産常任委員会（議案の審議）

11月 基本計画公表（予定）

(8) アコヤガイのへい死等に係る対応について

1 現状（背景、課題）

本県の重要な養殖業の一つである真珠養殖において、昨年7月頃から、アコヤガイにへい死や外套膜の萎縮症状が確認されたことを受け、こうした事態への対応として、経営支援や県水産研究所の体制強化、「適正養殖管理マニュアル」の配布、マニュアルに基づく「アコヤ避寒情報」の発行など、さまざまな対策を講じてきました。

2 令和2年度の対応

アコヤガイの適正養殖管理に向けて、平常時（へい死等未発生時）の対策と、異常時（へい死・環境異常等発生時）の対策の2つのケースを設定し、真珠養殖業者等と連携を図りながら対策を進めていきます。

（1）平常時の対策

①アコヤガイの成育・へい死状況等の監視

県水産研究所が、県内の主要8漁場において、本年4月から毎週1回、アコヤガイの成育状況やへい死、外套膜萎縮の発生状況を調査しています。6月10日現在、県がモニタリングしている飼育カゴでは、稚貝のへい死や外套膜萎縮は確認されていませんが、英虞湾の一部の真珠養殖業者において稚貝のへい死の兆候がみられています。

②漁場環境の観測

上記に加え、漁場環境の些細な変化や異常を見落とさないよう、県水産研究所は、へい死発生時の通報等、これまで構築してきた真珠養殖業者との情報提供の仕組みを活用しながら、県内の主要な漁場環境とプランクトン発生状況を定期的に観測しています。6月上旬の英虞湾（湾央）における海水温は平年より約2°C高め、プランクトン量は平年の約1/20で推移しています。

③プッシュ型の情報発信の開始等

県水産研究所において、昨年12月から実施しているICTブイによるリアルタイム情報（海水温、塩分濃度）について、インターネットを活用して情報発信を行っていますが、新たに、アコヤガイのへい死等を起こさせないための情報を迅速に真珠養殖業者に提供するため、餌不足等の判断基準となるプランクトン発生状況や、へい死等の発生状況、避寒に必要な環境情報やその他緊急の情報等について、LINEを活用したプッシュ型の情報発信を4月21日から実施しています。

なお、へい死の兆候が見られたことを受け、改めて6月18日（木）に開催される真珠養殖漁業協同組合の組合長会議や、6月下旬に開催される各真珠養殖漁業協同組合単位での技術研修会において、適正養殖管理について周知徹底を図るとともに、LINE等を活用し迅速に情報発信を行っていくこととしています。

④未発生漁場における稚貝の飼育調査

県水産研究所において、アコヤガイのへい死等のリスクを低減するため、6月1日から真珠養殖や母貝養殖を行っていない漁場で稚貝の飼育調査を実施し、新たな稚貝養殖漁場を探索しています。

(2) 異常時の対策

異常時の対策として、平常時の対策に加え、以下の対策を実施します。

①へい死状況等のモニタリング、解析等

県水産研究所において、へい死等の発生拡大を防ぐため、発症貝のサンプル確保と真珠養殖業者へのへい死状況の聞き取りを行うとともに、へい死の発生漁場と未発生漁場の環境の差異を把握するため、両漁場で水質（海水温、塩分等）、プランクトン発生状況等を観測し、へい死等に影響を及ぼす環境・飼育条件などの解析を行います。

②へい死に係る原因究明のための検査等

県水産研究所において、病理組織検査と遺伝子検査による病原体探索を、国に委託して実施するとともに、県水産研究所と国が連携して、感染試験（同居、接種）を実施します。さらに、他の真珠生産県がへい死の発生原因として、アコヤガイの鰓等に寄生する原生動物を挙げている（へい死原因の根拠となるデータは示されていません）ことを受け、県水産研究所において、細菌・寄生虫検査（顕鏡・菌分離）を実施し、原因究明を進めます。

(3) その他の対応

①経営支援対策

真珠養殖業者の経営面の不安解消に向け、昨年9月に県庁に開設した相談窓口での対応を継続するとともに、県がアコヤガイの種苗の緊急生産（178万個）を実施し、4月28日から30日にかけて真珠養殖業者に配布したところであり、将来的な母貝不足の解消を目指します。

②国への要望

アコヤガイのへい死等に係る、国や県等の連携体制づくり、日本固有の天然系統の保存体制構築の推進、経営安定対策の拡充のほか、第9回太平洋・島サミット等での国内外への真珠の魅力発信など、真珠宝飾文化の振興や真珠の需要増進を、国に対して要望していきます。

③連携研究

アコヤガイのへい死対策として、高水温に対応した高生残・高品質アコヤガイの育種や真珠養殖漁場の環境管理に取り組み、養殖生産の安定・向上を図るために、県では、三重大学等と連携し、国立研究開発法人科学技術振興機構の公募型事業「共創の場形成支援プログラム」へ応募することとしており、採択に向けた準備を進めています。

(9) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和2年2月17日～令和2年6月2日)

(農林水産部)

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重ブランド認定委員会 |
| 2 開催年月日 | 令和2年2月20日（木） |
| 3 委員 | 【委員長】三重大学 教授 磯部 由香 ほか8名 |
| 4 質問事項 | 令和元年度三重ブランド認定について |
| 5 調査審議結果 | 「三重ブランド認定基準及び審査取扱方針」に基づき、一次審査を通過した6事業者について、事前に実施した実地調査（令和2年1月16日、17日に実施）および事業者からのプレゼンテーションをふまえた審議の結果、新規品目追加（「綿織物」「伊賀米」各1事業者）、事業者追加（「伊勢茶」2事業者）、品目追加（「四日市萬古焼」1事業者）の認定が妥当であると判定されました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|--|
| 1 審議会等の名称 | 三重県自然環境保全審議会 自然環境部会 |
| 2 開催年月日 | 令和2年2月21日（金） |
| 3 委員 | 【部会長】三重大学 准教授 平山 大輔 ほか7名 |
| 4 質問事項 | 第3期みえ生物多様性推進プランの最終案について |
| 5 調査審議結果 | 第3期みえ生物多様性推進プランの最終案について審議していただき、意見等をいただきました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県自然環境保全審議会 鳥獣部会 |
| 2 開催年月日 | 令和2年3月18日（水） |
| 3 委員 | 【部会長】野呂 政夫 ほか4名 |
| 4 諮問事項 | 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更について |
| 5 調査審議結果 | 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）の変更について審議していただき、「原案は適当と認める」との意見をいただきました。 |
| 6 備考 | |

| | |
|-----------|---|
| 1 審議会等の名称 | 三重県森林審議会 森林保全部会 |
| 2 開催年月日 | 令和2年3月24日（火） |
| 3 委員 | 【部会長】三重大学 教授 中井 豊 ほか6名 |
| 4 諮問事項 | 南伊勢町地内における林地開発許可申請について |
| 5 調査審議結果 | 南伊勢町地内における林地開発許可申請について審議していただき、意見等をいただきました。 |
| 6 備考 | |